現行

第1条 (省略)

(定義)

第2条 (省略)

(1)~(5) (省略)

(6) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。第16条第4号において「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。

(7) (省略)

第3条~第15条 (省略)

(個人情報の開示義務)

第16条 (省略)

(1)~(2) (省略)

(3) (省略)

ア~イ (省略)

ウ 当該個人が公務員等(行政機関の保有する個人情報の保護に 関する法律(平成15年法律第58号)第14条第2号ハに規 定する公務員等をいう。)である場合において、当該情報がそ の職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該 公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

第1条 (現行のとおり)

(定義)

第2条 (現行のとおり)

(1)~(5) (現行のとおり)

(6) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。第16条第4号において「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。

改 正

(7) (現行のとおり)

第3条~第15条 (現行のとおり)

(個人情報の開示義務)

第16条 (現行のとおり)

(1)~(2) (現行のとおり)

(3) (現行のとおり)

ア〜イ (現行のとおり)

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第12 0号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則 法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政 執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び 職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規 (4)~(7) (省略)

第17条~第31条 (省略)

(個人情報の提供先への通知)

第32条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正を実施した | 第32条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正を実施した 場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先 (情報提供等記録の訂正を実施した場合にあっては、総務大臣及び 番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者 又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例 事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第 2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外の ものに限る。)) に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するも のとする。

第33条~第47条 (省略)

(他の法令との調整等)

第48条 (省略)

(1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基 幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査 定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員を いう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係 る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏 名及び当該職務遂行の内容に係る部分

 $(4) \sim (7)$ (現行のとおり)

第17条~第31条 (現行のとおり)

(個人情報の提供先への通知)

施行済み

場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先 (情報提供等記録の訂正を実施した場合にあっては、内閣総理大臣 及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提 供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは 条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及 び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以 外のものに限る。)) に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知す るものとする。

第33条~第47条 (現行のとおり)

(他の法令との調整等)

第48条 (現行のとおり)

(1) 統計法(平成19年法律第53号)第52条各号に掲げる個人 情報

票情報(同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。) に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個 人情報

(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた 統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

2~6 (省略)

(以下省略)

- (2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた 統計調査に係る調査票情報 (同法第2条第11項に規定する調査 票情報をいう。) に含まれる個人情報
- 2~6 (現行のとおり)

(以下現行のとおり)